

参 考 资 料

「みやざき行財政改革プラン（第二期）」の数値目標一覧

数値目標の名称		現況値	目標	頁
		H 2 6	H 3 0	
1	知事部局等職員数	□H27.4.1 3,808人	□H31.4.1 約3,800人	9
2	供給電力量（電気事業）	579,307千kWh	490,000千kWh以上	11
3	契約水量（工業用水道事業）	124,618m ³ /日	98,000m ³ /日以上	
4	一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設利用者数 （地域振興事業）	33,982人	33,500人以上	
5	病院事業全体での収支均衡（総収支比率）	□H25 100.4%	100.0%以上	13
6	公社等の数	□H26.4.1 45法人	□H31.4.1 41法人	
7	公社等への県職員派遣数	□H26.4.1 87人	□H31.4.1 83人	
8	公社等への県財政支出総額（当初予算額）	□H26.4.1 約96億円	□H31.4.1 約92億円	
9	男性職員の育児休業取得率	3.0%	13.0%	27
10	知事部局職員の副主幹ポスト職以上に占める女性の割合	□H26.4.1 10.3%	□H31.4.1 15.0%	29
11	教職員の教頭以上及び主要なポスト職に占める女性の割合	□H26.4.1 23.6%	□H31.4.1 26.0%	
12	不動産売払収入	174百万円	150百万円	32 57
13	県政情報の認知度	93.9%	100.0%	35
14	広報活動の満足度	64.5%	70.0%	
15	県広報ソーシャルメディア閲覧件数	11,221件	20,000件	
16	知事と県民との対話事業の開催回数	10回	10回	36
17	審議会等における公募委員の比率	6.7%	10.0%	37
18	審議会等における女性委員の比率	47.2%	50.0%	
19	県事業における協働事業数	146件	200件	38
20	ボランティア登録団体数	□H26.6.1 1,961団体	□H30.6.1 2,040団体	39
21	指定管理者制度導入施設における利用者数	2,966,967人	3,000,000人	40
22	個人事業税及び不動産取得税等のコンビ二納付利用率	□未実施 -	15.0%	44
23	県の行財政改革についての認知度	32.5%	100.0%	47
24	県の行政機関における対応についての満足度	80.1%	90.0%	
25	サーバ統合基盤への移行システム数	□H26年度から実施 23件	□H27～H30の合計 52件	55
26	サーバ統合基盤への移行サーバ台数	□H26年度から実施 51台	□H27～H30の合計 225台	
27	自動車税納期内納付率(件数ベース)	73.7%	76.0%	59

数値目標の解説

ページ	数値目標の項目名	
	目標項目の説明	
	目標値の考え方	
9	○知事部局等職員数	<p>各年度の4月1日時点における知事部局等（知事部局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会、宮崎海区漁業調整委員会事務局）の職員数。</p> <p>平成31年4月1日現在において、平成27年4月1日と同水準の3,800人程度を上回らない程度で定員管理を行う。</p>
11	○供給電力量（電気事業）	<p>k Wは電力を表す単位であり、機器の能力を示す（仕事率）。1 k Wの装置が1時間に発生するエネルギーを1 k W h（キロワット時）と表示し、電力量を表す単位として使用する。</p> <p>降水量等の自然条件に大きく左右されるところではあるが、安定的な電力の供給に努めるものとし、年間490,000千k W h以上を目標とする。</p>
11	○契約水量（工業用水道事業）	<p>工業用水の利用者が公営企業管理者と契約（覚書）を結んだ水量。</p> <p>企業の進出・撤退など景気状況に左右されるところであるが、契約水量の維持確保に努めるものとし、1日当たり98,000m³以上を目標とする。</p>
11	○一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設利用者数（地域振興事業）	<p>地域振興事業で運営している一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の年間利用者数。</p> <p>利用者数の維持確保に努めることとし、毎年度利用者数33,500人以上を目標とする。</p>
11	○病院事業全体での収支均衡（総収支比率）	<p>病院事業の総収益を総費用で割った数値。</p> <p>県立3病院を合わせた病院事業全体での収支均衡（総収支比率100%以上）を維持することを目標とする。</p>
13	○公社等の数	<p>「新宮崎県公社等改革指針」（平成27年4月改訂）において、改革の対象としている公社等の数。</p> <p>平成26年4月1日時点の公社等の数を基準として、平成31年4月1日時点において4法人の削減を目標とする。</p>

ページ	数値目標の項目名	
	目標項目の説明	
	目標値の考え方	
1 3	○公社等への県職員派遣数 公社等改革指針において改革の対象としている公社等の常勤役員、職員への県職員派遣数。 平成26年4月1日時点の公社等への県職員派遣数を基準として、平成31年4月1日時点において4人の削減を目標とする。	
1 3	○公社等への県財政支出総額 公社等改革指針において改革の対象としている公社等への県財政支出総額（当初予算額）。 ※県財政支出総額には、県から派遣職員への直接支給人件費（見込額）を含めている。 平成26年度の公社等への県財政支出総額を基準として、平成31年度において約4億円の削減を目標とする。	
2 7	○男性職員の育児休業取得率 新たに育児休業取得可能となった男性職員のうち育児休業を新規取得した男性職員の割合。 平成30年度において13.0%とすることを目標とする。	
2 9	○知事部局職員の副主幹ポスト職以上に占める女性の割合 知事部局職員の副主幹ポスト職以上の職員数に占める女性職員の割合。 平成31年4月1日現在において、15.0%を目標とする。	
2 9	○教職員の教頭以上及び主要なポスト職に占める女性の割合 教頭以上及び主要なポスト職（※）の職員数に占める女性の割合。 ※主要なポスト職・・・教務主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事 平成31年4月1日現在において、26.0%を目標とする。	
3 2 5 7	○不動産売払収入 未利用財産（不動産）の売払収入。 毎年度150百万円程度を目標として、処分予定価格の大きいものを計画的に処分する。	
3 5	○県政情報の認知度 県が発信している県政情報の県民の認知度（県民意識調査の結果）。 平成26年度の調査結果が93.9%であることから、一層の広報により平成30年度に100%とすることを目標とする。	

ページ	数値目標の項目名
	目標項目の説明
	目標値の考え方
3 5	○広報活動の満足度 県の広報活動により求められる県政情報を得られているとする県民の満足度（県民意識調査の結果）。 平成26年度の調査結果が64.5%であることから、一層の効果的な広報により平成30年度に70%とすることを目標とする。
3 5	○県広報ソーシャルメディア閲覧件数 県広報のソーシャルメディア媒体を登録閲覧している件数。 平成26年度の調査結果が11,221件であることから、一層の効果的な広報により毎年度2,000件以上の増加により平成30年度に20,000件とすることを目標とする。
3 6	○知事と県民との対話事業の開催回数 知事とのふれあいフォーラムの「地域版」（各市町村毎に地域住民と意見交換を行う）及び「分野版」（ひとつのテーマを設定しその分野の方々と意見交換を行う）の開催回数。 毎年度10回開催することを目標とする。
3 7	○審議会等における公募委員の比率 公募が可能な審議会等における各年度末時点の総委員数に占める公募委員数の割合。 平成30年度末までに10%とすることを目標とする。
3 7	○審議会等における女性委員の比率 審議会等における各年度末時点の総委員数に占める女性委員数の割合。 平成30年度末までに50%とすることを目標とする。
3 8	○県事業における協働事業数 各年度における多様な主体と協働して実施している事業のうち、委託、補助、共催、事業協力に該当するものの合計。 平成30年度末において、200事業程度（平成26年度から年13事業程度の増加）の実施を目標とする。
3 9	○ボランティア登録団体数 各年度の6月1日において、市町村ボランティアセンターに登録しているボランティア団体数の合計。 平成30年度において、2,040団体程度（平成26年度から年20団体程度の増加）を目標とする。

ページ	数値目標の項目名		
		目標項目の説明	
		目標値の考え方	
4 0	○指定管理者制度導入施設における利用者数		
	指定管理者制度導入施設における利用者数。		
	平成30年度において年間300万人を目標とする。		
4 4	○個人事業税及び不動産取得税等のコンビニ納付利用率		
	課税件数におけるコンビニ納付された件数の割合。		
	平成17年度に導入した自動車税コンビニ納付の利用率（件数ベース）を目標とする。		
4 7	○県の行財政改革についての認知度		
	県が行財政改革に取り組んでいることについての県民の認知度（県民意識調査の結果）。		
	平成30年度において100%を目標とする。		
4 7	○県の行政機関における対応についての満足度		
	県の行政機関における対応（窓口や電話での対応など）についての県民の満足度（県民意識調査の結果）。 ※「わからない」と回答された件数を除いて算出。		
	平成30年度において90%を目標とする。		
5 5	○サーバ統合基盤への移行システム数		
	サーバ統合基盤へ移行したシステム件数。		
	平成26年度から30年度までの5カ年で移行を完了し、平成31年度以降は、毎年約1億円のコスト削減を見込んでいる。		
5 5	○サーバ統合基盤への移行サーバ台数		
	サーバ統合基盤へ移行したサーバ台数。		
	平成26年度から30年度までの5カ年で移行を完了し、平成31年度以降は、毎年約1億円のコスト削減を見込んでいる。		
5 9	○自動車税納期内納付率（件数ベース）		
	定期課税件数（調定台数－返戻）における納期内納付件数の割合。		
	九州内（沖縄県を除く。）における納期内納付率の最高率を目標とする。		

宮崎県総合計画 未来みやざき創造プラン

時代の潮流

- ・本格的な少子高齢・人口減少時代の到来
- ・世界・アジア経済の変化
- ・資源・環境問題への対応
- ・社会を支える科学技術の発展
- ・大規模災害への対策
- ・地方分権の進展
- ・国・地方を通じた厳しい財政状況

将来推計と予測

- 人口減少・少子高齢化による人口構造の変化に伴う
- ・就業者数
- ・県内総生産
- ・県民所得

本県の特徴

- ・地理的特性(東アジアとの近接性、3都市圏・8地域ブロック、道路・鉄道整備の遅れ)
- ・自然環境(温暖な気候、恵まれた日照環境、豊富な森林・水資源、地震の発生等)
- ・生活環境(低い物価・地価・県民所得、ゆとりある住環境等)
- ・産業(高い食料・木材供給能力、豊富なエネルギー資源等)
- ・県民意識

長期ビジョン

平成42年
(2030年)を展望

基本目標

未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦

目指す将来像

人	くらし	産業
地域や人のゆたかな絆の中で、みんなが持てる力を発揮し、生き生きと活動する社会	安全・安心で心ゆたかに暮らせる社会	時代のニーズに応える産業が地域に展開し、安心して働ける社会

県づくりの基本姿勢

- 1 経済拡大を前提とした社会・価値観からの転換
- 2 県内分権の推進と住民主体の地域経営
- 3 未来の郷土を担う人材の育成
- 4 長期的視点に立った社会基盤の整備
- 5 地域の資源を生かした魅力づくり
- 6 アジアの中のみやざき・九州の確立
- 7 危機事象への対応
- 8 効率的・効果的な行財政運営

長期戦略

基本目標・将来像実現のため長期的視点から重点的・優先的に取り組む戦略

4つの長期的視点

人口問題 グローバル化 資源・環境問題 危機対応

解決すべき課題

生かすべき特性・可能性

戦略1 人口問題戦略	戦略5 観光再生おもてなし戦略
戦略2 人材育成戦略	戦略6 文化スポーツ振興戦略
戦略3 産業成長戦略	戦略7 いきいき共生社会戦略
戦略4 地域経済循環戦略	戦略8 危機管理強化戦略

分野別施策

基本目標・将来像実現のため分野別に体系化した施策の基本的方向性

人づくり	くらしづくり	産業づくり
安心して子どもを産み、育てられる社会 未来を担う人材が育つ社会 生涯を通じて学び、文化・スポーツに親しむ社会 多様な主体が参加し、一人ひとりが尊重される社会	生き生きと暮らせる健康・福祉の社会 自然と共生した環境にやさしい社会 安心して生活できる社会 安全な暮らしが確保される社会	多様な連携により新たな産業が展開される社会 魅力ある農林水産業が展開される社会 創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会 活発な観光・交流による活力ある社会 経済・交流を支える基盤が整った社会

分野別施策の柱及び施策の基本的方向性

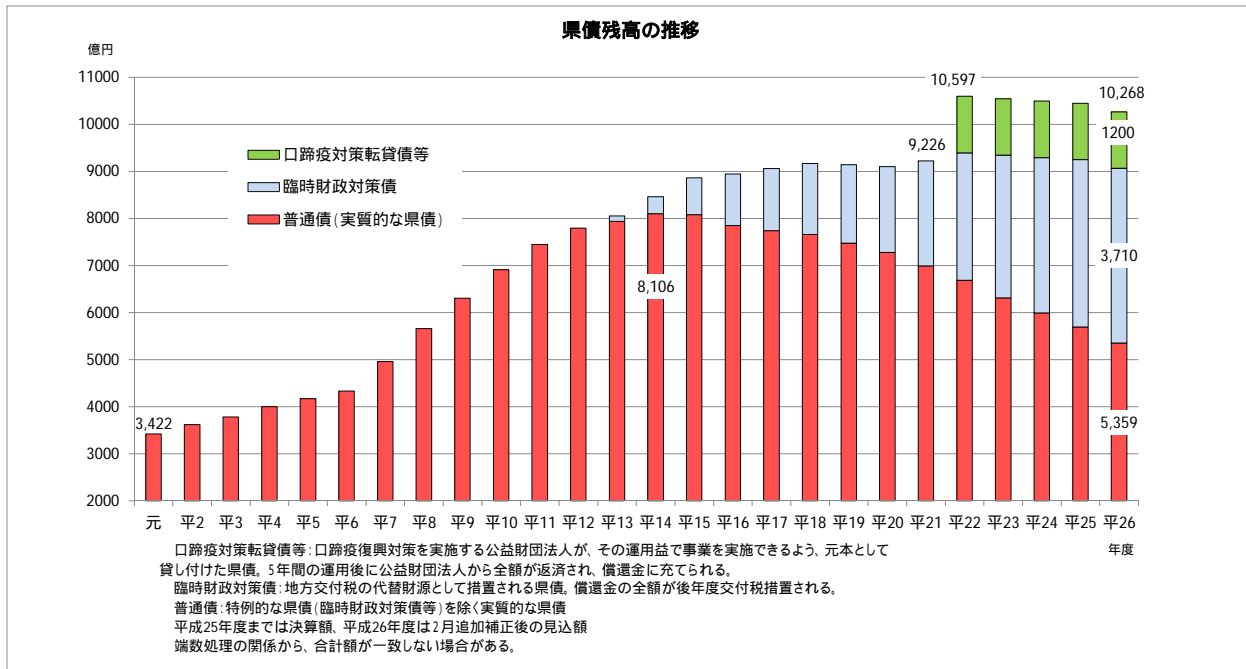
部門別計画
(3年～10年)

アクションプラン

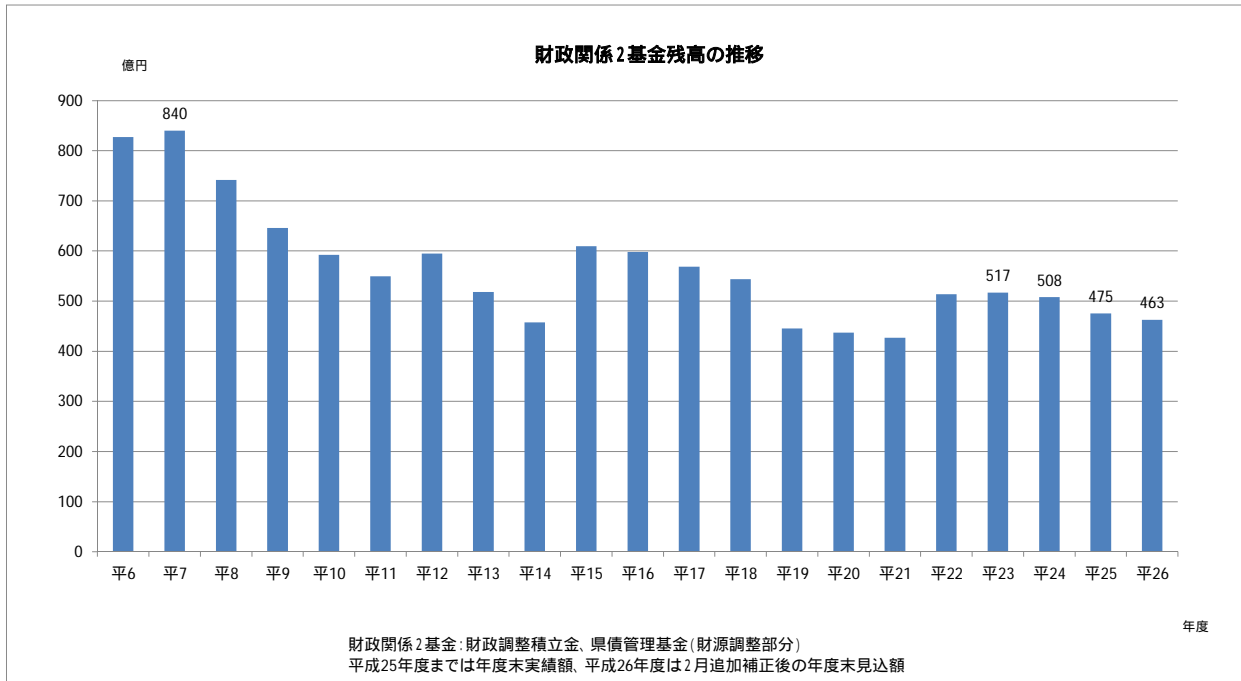
長期ビジョン・知事の公約実現のための
4年間の実行計画

知事の
公約

1 県債残高の推移



2 基金残高の推移



みやざき行財政改革プラン（第二期）の策定経過

年 月 日	策 定 経 過
平成26年 7月28日	第1回新たな行財政改革プランの策定に係るワーキンググループ会議 ・新たな行財政改革プラン（以下「プラン」という。）の策定について協議
9月 2日	第2回ワーキンググループ会議 ・「プラン」の基本的な構成について協議 ・改革実施計画について ・県民、職員アンケート調査について
9月30日	行財政改革に関する県民アンケート調査 （実施期間：9月30日～10月29日）
11月10日	第3回ワーキンググループ会議 ・アンケート調査結果の報告等 ・改革実施計画の追加・修正等について
平成27年 1月13日	第4回ワーキンググループ会議（素案検討） ・「プラン」素案の修正等の照会
2月 2日	行財政改革推進委員会会議 ・「プラン」素案について協議
2月 5日	行財政改革推進本部会議 ・「プラン」素案について協議、決定
3月16日	素案に関するパブリック・コメント （実施期間：3月16日～4月15日）
3月27日	行財政改革懇談会 ・「プラン」素案について説明
5月20日	第5回ワーキンググループ会議 ・「プラン」最終案について協議
5月26日	行財政改革推進委員会会議 ・「プラン」最終案について協議
6月 1日	行財政改革推進本部会議 ・「プラン」最終案について協議、決定
6月12日	定例県議会に「プラン」議案提出
7月 1日	「プラン」の議決

宮崎県行財政改革推進本部設置要綱

平成7年2月6日
総務部

(目的)

第1条 行財政改革の推進を図るため、宮崎県行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行財政改革の方針の策定に関すること。
- (2) その他行財政改革に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 3 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(行財政改革推進委員会)

第5条 本部は、行財政改革推進委員会（昭和63年9月13日設置）に具体的な調査研究を行わせるものとする。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総務部行政経営課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

別表（第3条関係）

区 分	職 名	区 分	職 名
本部長	知事	本部員	県土整備部長 総務部危機管理統括監 会計管理者 企業局長 病院局長 教育長 警察本部長 人事委員会事務局長 監査事務局長 労働委員会事務局長
副本部長	副知事		
本部員	総合政策部長 総務部長 福祉保健部長 環境森林部長 商工観光労働部長 農政水産部長		

行財政改革推進委員会設置要綱

昭和63年9月13日
総務部

(目的)

第1条 行財政改革に関する諸問題を調査研究し、行財政改革の推進を図るため、行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を調査研究する。

- (1) 宮崎県行財政改革推進本部（平成7年2月6日設置）からの命による行財政改革の推進に関すること。
- (2) 事務事業の効率化、合理化に関すること。
- (3) 組織・機構の改善に関すること。
- (4) その他行財政改革に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係部局等に資料の提出又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第5条 委員長は、第2条に掲げる事項を専門的立場から調査研究する必要があると認めるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部行政経営課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第3条関係）

区 分	職 名	区 分	職 名
委員長	総務部長	委員	農政水産部次長（総括） 県土整備部次長（総括） 会計管理局次長 企業局総務課長 病院局次長 教育庁教育次長（総括） 警察本部警務部長 人事委員会事務局総務課長 監査事務局監査第一課長 労働委員会事務局調整審査課長
副委員長	総務部次長（総務・職員担当）		
委員	総合政策部次長（政策推進担当） 総務部次長（財務・市町村担当） 総務部危機管理局長 福祉保健部次長（福祉担当） 環境森林部次長（総括） 商工観光労働部次長		

宮崎県行財政改革懇談会設置要綱

平成7年5月19日
総務部

(設置)

第1条 行財政運営全般にわたり有識者から広く意見を求め、本県における行財政改革の推進に資するため、宮崎県行財政改革懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 県の行財政改革に関する大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革の推進に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会議)

第4条 懇談会は、知事が招集する。

- 2 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、懇談会を主宰する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。
- 5 知事は、必要があると認めるときは、知事が指定する特定の委員のみによる部会を開催することができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、宮崎県総務部行政経営課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表（第3条関係）

氏名	職名
片野坂 千鶴子	NPO法人みやざき子ども文化センター代表理事
河野 州昭	宮崎日日新聞社論説委員長
木村 邦子	延岡商工会議所常議員
高妻 和寛	宮崎県包括外部監査人（公認会計士）
佐藤 真	日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長
黒木 定藏	宮崎県町村会会長（西米良村長）
四方 由美	宮崎公立大学教授
曾山 喜美	（公募による選任）
高峰 由美	販売戦略コンサルタント
土田 博	南九州短期大学学長
戸敷 正	宮崎県市長会会長（宮崎市長）
中島 隆志	（公募による選任）
長友 順子	宮崎県商工会女性部連合会副会長
廣田 久美子	宮崎産業経営大学准教授
山口 和子	有限会社ポップミックス代表取締役
吉田 陽子	宮崎県中小企業団体中央会レディース中央会会長

(五十音順)